

金沢市議会基本条例の解説

金沢市議会

金沢市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条—第7条）

第3章 議会及び議員の役割（第8条—第12条）

第4章 議会と市民の関係（第13条）

第5章 議会と市長の関係（第14条—第20条）

第6章 会議等の運営（第21条—第25条）

第7章 政治倫理（第26条）

第8章 議員定数（第27条）

第9章 議会と議会事務局の体制強化（第28条—第34条）

第10章 議会及び議員の責務（第35条）

第11章 補則（第36条・第37条）

附則

前文

我が国の憲法と地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する機関として地方公共団体の設置を定めた。その運営については、住民の直接選挙により選ばれた議員により構成する議決機関としての議会と執行機関としての地方公共団体を代表する長との二元代表制を規定しているところである。

議会と市長は、それぞれ異なる権能を有しながら、相互に対等な立場で、常に緊張関係を保ちながら市政を運営していくことが期待されている。議会は、市の意思を決定し、行政を監視する。市長は、行政の執行権者として、市政の推進を図る。ここに、地方自治における議会制民主主義の根本原理が示されている。

近年、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限が拡大している中で、議会は、多様な意見を反映し、より存在感を持った議会として、更なる充実と強化が求められている。

金沢には、500有余年にわたり独自の自治の精神が受け継がれている。

本市議会は、市民の自治意識に応えるべく、議会の活性化と透明性の確保に不断の努力を積み重ねてきた。その成果は、議会の条例、規則等に具現化し、議会機能の強化を図ってきたところである。

今日、地方自治の確立が改めて求められている状況下において、更なる議会機能の強化を求める声の高まりを真摯に受け止め、本市議会は議会改革の一層の進展を目指すこととした。

ここに、市民の代表者たる議員により組織する議会の使命を深く自覚し、議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにするとともに、将来にわたり市勢の発展と市民福祉の向上を図るため、全力を挙げて市民の負託に応えることを誓い、この条例を制定する。

【解説】

前文においては、この条例を制定した経緯を述べるとともに、一層の議会改革の進展を目指し、市民の負託に応えることを表明しています。

また、我が国の地方自治制度において二元代表制が採用されたことの背景、議会と市長の違い、地方分権下において求められている議会像を説明しています。

なお、本条例において、議会を説明する言葉として、「議決機関」と「議事機関」が用いられています。憲法第93条第1項は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」となっていますが、議会の権限の中で最も大きい議決権を強調したい場合に、「議決機関」と表現しています。

【用語の説明】

独自の自治の精神

本市では、福祉・環境・教育・防災等のさまざまな分野で民間と行政が協働する仕組みが培われてきました。このことは、金沢の歴史（1488年に加賀一向一揆により守護富樫政親が高尾城で滅ぼされ、その後、約100年間、「百姓の持ちたる国」となったこと。1583年に前田利家が金沢城へ入り、約300年間、前田家が治め、城下町として発展したこと。太平洋戦争でも戦災を受けず、城下町のまち並みを温存し、発展を続けてきたこと等）によるものと考えています。

議会の活性化と透明性の確保

平成22年以降に実施した具体的な取組としては、以下のものがあります。

- ・聴力に障害のある方の議会傍聴時におけるパソコン要約筆記の導入
- ・政治倫理要綱の改正
- ・政務活動費の運用の手引きを公開
- ・議会基本条例の制定
- ・文書質問の導入
- ・議決事件の拡大
- ・所信表明会の導入
- ・通年議会の導入
- ・本会議における一問一答方式の導入
- ・議会活性化推進会議の設置
- ・議会広報委員会の設置
- ・意見交換会の開催

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の議事機関である議会及び議員の活動原則を定め、これらの役割及び行動指針を明らかにすることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応える議会を実現することを目的とする。

【解説】

条例の目的は、市民の負託に応える議会を実現することとしています。

【用語の説明】

地方自治の本旨

地方自治とは、地方のことを自ら治めることで、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなります。

団体自治とは、一定の地域を基礎とする地域的団体（地方公共団体）が、国から独立した人格を認められ、地域の行政をその機関の手によって自らの責任と権限により処理することをいいます。

住民自治とは、地域の行政を地域住民の意思と責任によって行うことをいい、自治体の長や議会議員の直接公選制、さらには条例の制定や監査の請求などがあります。

これら2つの要素が兼ね備えられていること、つまり、地域の行政を国が関与することなく、地方公共団体において住民の意思と責任によって行政が行われるという理想の地方自治が展開されることが、地方自治の本旨とされています。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 金沢市内に住所を有する個人及び法人をいう。
- (2) 議会 金沢市議会をいう。
- (3) 議員 金沢市議会議員をいう。
- (4) 市長 金沢市長をいう。

【用語の説明】

市民

金沢市内に住所を有する個人とは、金沢市に住民登録がある方のことです。また、金沢市内に住所を有する法人とは、金沢市内に事務所または事業所を有する法人のことです。

第2章 基本理念

(議会の使命)

第3条 議会は、二元代表制の下、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、その自主性及び自立性を高め、機能を最大限発揮することにより、地方自治の確立に努めなければならない。

【解説】

第2章の「基本理念」では、議会・議員の使命、議会・議長・議員の活動原則

を定めています。

この条では、議会の使命は、地方自治の確立に努めることとしています。

【用語の説明】

地方自治の確立

第1条の【用語の説明】で記した団体自治と住民自治が確立していることといわれています。近年進展している地方分権は、国の権限や財源を地方に移し、住民に身近な行政はできるかぎり住民に身近な地方公共団体ができるよう行政の仕組みを変えていくもので、さらなる地方自治の確立を目指すものです。

(議員の使命)

第4条 議員は、市民の代表者として、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう取り組まなければならない。

【解説】

議員の使命は、市民の意思を市政に反映させることとしています。

市民の意思を市政に反映させる取組としては、議会の会議や委員会における、市長その他の執行機関（以下「市長等」と表示します）に対する質問・提言があります。

(議会の活動原則)

第5条 議会は、執行機関である市長との権能の違いを踏まえ、対等で緊張感のある関係を保ちながら、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営の監視及び評価を行うものとする。

2 議会は、市民の多様な意見、要望等（以下「市民意見等」という。）を把握し、市政に反映させるため、議員相互の自由闊^{かつ}達な討議及び市政等の調査研究を通じて必要な政策を立案し、市長等への提言又は国等への意思表示を行うなど市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、積極的に情報公開を進めるとともに、その意思決定の過程の透明性を高め、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすことにより、市民に

開かれた議会運営に努めるものとする。

- 4 議会は、本来の機能である政策の決定を行うため、充実した審議及び政務活動に努めるものとする。
- 5 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会に関する条例、規則等について、絶えず見直しを行うものとする。

【解説】

議会の使命（第3条）を果たすため、5項目の議会の活動原則を定めました。

- 1 市長等の市政運営の監視及び評価
- 2 市民とともに取り組むまちづくりの活動
(ここでいう「まちづくり」には、市民福祉の向上を目指すことも含まれます)
- 3 市民に開かれた議会運営
- 4 充実した審議と政務活動
- 5 市民に分かりやすい議会運営のための条例等の見直し

(議長の活動原則)

第6条 議長は、議会を代表し、議会の機能と権能の強化に向け、先導的な役割を果たすものとする。

- 2 議長は、議会の秩序の保持、議事の整理及び事務の統理並びに公平かつ公正な議会運営に努めるものとする。
- 3 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行わなければならない。

【解説】

議会の代表である議長について、3項目の活動原則を定めました。

- 1 議会の機能、権能強化に向け、先導的な役割を果たすこと
- 2 議会の秩序の保持、議事の整理、事務の統理、公平公正な議会運営を行うこと
- 3 中立性のある活動を行うこと

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市政の課題全般について市民意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民の代表者としてふさわしい活動を行うものとする。

2 議員は、議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまることなく、市民全体の奉仕者として福祉の向上を目指して活動し、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

【解説】

議員の使命(第4条)を果たすため、2項目の議員の活動原則を定めました。

- 1 市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと
- 2 市民全体の奉仕者として福祉の向上を目指すとともに、市民に対する説明責任を果たすこと

第3章 議会及び議員の役割

(議会の役割)

第8条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議決により本市の意思決定を行うこと。
- (2) 議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 意見書等により関係機関に対し意見を表明すること。
- (4) 市長等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。
- (5) 議会活動の透明性を確保するとともに、議会の会議、委員会その他議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「会議等」という。)の目的を達成するため、議員相互の討議を活発に行うこと。
- (6) 議会活動で明らかとなった市政の課題及び審議、審査等の内容を市民に公表すること。

【解説】

第3章「議会及び議員の役割」では、第2章の「基本理念」を受け、議会・議長・議員・会派の役割を定めるとともに、災害等不測の事態が発生した場合の議会

の役割を定めています。

この条では、議会の役割について6項目を定めました。

- (1) 議決により本市の意思決定を行うこと
- (2) 政策の立案及び提言を行うこと
- (3) 関係機関に意見を表明すること
- (4) 行財政の運営状況を監視し、結果を評価すること
- (5) 議員相互の討議を活発に行うこと
- (6) 市政の課題や審議、審査等の内容を公表すること

(議長の役割)

第9条 議長は、議会の会議に付議すべき案件が生じたと認めるときは、議会運営委員会の同意を得て、市長に対し臨時会の招集を請求することができる。

2 議長は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図るため、全員協議会を開催することができる。

3 議長は、前項の全員協議会において取りまとめた意見等について、必要に応じて市長等に対し、要望又は提案を行うものとする。

【解説】

議長の役割について3項目を定めました。

- 1 臨時会の招集を請求すること
- 2 全員協議会を開催すること
- 3 全員協議会で取りまとめた意見等を市長等へ要望、提案すること

【用語の説明】

臨時会

本市議会では、通年議会を導入し、概ね6月から翌年の3月までを会期としていますが、それ以外の期間に、臨時に必要な事件について招集される会議を臨時会といいます。

全員協議会

議長の招集により議員全員によって組織されるものですが、正規の議会の会議ではないため、議会としての審議・決定能力は認められていません。市長からの報

告等の場として開かれています。

(議員の役割)

第10条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 会議等で審議、審査等を行い、必要に応じて、議案を提出すること。
- (2) 会議等における審議、審査等不断の議会活動に資するため、市長等に資料の提出又は説明を求めるほか、必要な調査研究を行うこと。
- (3) 市民の意思を市政に反映させるため、市政について、市民意見等を聴き、市長等及び市民に説明すること。

【解説】

議員の役割について3項目を定めました。

- (1) 会議等で審議、審査等を行い、議案を提出すること
- (2) 議会活動のための調査研究を行うこと
- (3) 市民の意見を聴き、市長等に説明・提案するとともに、その結果を市民に説明すること

(会派の役割)

第11条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、調査研究を行い、政策の立案及び提言、予算要望並びに広報活動の主体となることができる。
- 3 会派は、政策の立案、決定、提言等に際して、相互に調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

会派の役割について3項目を定めました。

- 1 会派の結成
- 2 会派の活動
- 3 会派間での調整

【用語の説明】

会派

理念・政策等を共有する議員によって構成されており、金沢市議会では3人以上の所属議員をもって会派としています。議員が会派を結成したときは、その名称、所属議員の氏名等を議会事務局に届け出ます。

(危機管理)

第12条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、市長等と協力し、災害等の発生時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、災害等の不測の事態が発生し、又はそのおそれがあるときは、必要に応じ、議員による協議又は調整を行うための会議を開催する。

3 議会は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、その状況を調査して市民意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ、市長等に対し提言又は提案を行う。

【解説】

災害等の不測の事態が発生した場合の議会の役割について3項目を定めました。

- 1 市長等に協力するとともに、議会がまとまって機能的に活動できる体制を整備すること
- 2 議長は、議員による協議又は調整を行う会議（災害等対策会議）を開催すること
- 3 市長等と連携するとともに、市民意見等を把握し、市長等に提言や提案を行うこと

第4章 議会と市民の関係

第13条 議会は、市民意見等を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会に意見等を反映させる機会を確保するよう努めるものとする。

2 議会は、その透明性を高めるため、会議等を原則として公開するとともに、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすものと

する。

【解説】

第4章「議会と市民の関係」では、議会と市民が双方向の関係を築いていくことを定めています。

市民の意思と議会の意思が隔たっている場合は、議会は市民代表としての機能・役割を果たせず、二元代表制の一翼を担うことはできません。そこで、この条では、市民が議会に意見を反映させる機会の確保を規定していますが、具体的には第29条（広報広聴の充実）で意見交換会を開催するものとしています。

また、会議等の原則公開については、定例会、臨時会、各常任委員会、各特別委員会及び議会広報委員会を公開しています。

第5章 議会と市長の関係

（議会と市長等の関係の基本原則）

第14条 議会は、二元代表制の下、市民により選挙された議員による議決機関として、市長とは対等の立場で審議し、本市の意思決定を行うとともに、市長等の事務の執行について、監視及び評価を行うものとする。

【解説】

第5章の「議会と市長の関係」では、前文において記した議会の権能である「市の意思を決定し、行政を監視する」ことに関して、議会と市長が緊張関係を保ちながら議論を行うための項目を定めています。

この条では、議会が市長等と対等な立場で審議を行い、市の意思決定を行うことのほか、市長等の事務の適正な執行を確保するため、市長等の事務を厳正に監視・評価するという、議会と市長等との関係を明確化しています。

（議会への説明）

第15条 市長等は、予算編成の基本方針を定め、若しくは予算を作成し、又は市政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策に関する基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を次

の事項に則して説明するよう努めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

【解説】

市政に関する情報を、市長等が議会に適切に提供することについて定めています。

議会が市長等に対する監視や評価の機能を果たしていくためには、市長等有する市政に関する様々な情報を的確に把握し、有効に活用する必要があります。そこで、この条では、市長等が次のいずれかのときに、議会にその内容を説明する努力義務について、説明すべき事項とともに定めています。

- ・ 予算編成の基本方針を定めたとき
- ・ 予算を作成したとき
- ・ 重要な政策や施策に関する基本方針、素案等を作成し、または変更したとき

(議決事件)

第16条 議会は、その意思決定及び監視の機能の向上を図るとともに、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

市民に開かれた議論を行うために議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努める旨を定めています。

地方自治法第96条第1項には、議会が議決しなければならない事件として、条例の制定改廃、予算を定めること、決算の認定など15項目が定められています。

同条第2項では、第1項以外にも条例で議決事件を定めることができるとされています。議決事件の拡大は、市長の権限でできることに議会が関与することによって、市民意見等を市の意思決定に反映させていこうとするものです。

金沢市議会では、この規定を受け、平成25年12月に金沢市議会の議決すべき事件に関する条例を定め、次の4項目を議決事件としました。

- 1 基本構想、都市構想等の本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想の策定、変更又は廃止
- 2 市民憲章の制定、変更又は廃止
- 3 都市宣言の制定、変更又は廃止
- 4 外国の地方公共団体との姉妹都市又は友好都市の提携又は解消

(議会活動の尊重)

第17条 市長等は、予算の作成又は市政に係る基本計画等の重要な政策の作成若しくは変更にあたっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重するものとする。

【解説】

市長等が、予算の作成や重要な政策の作成・変更をする際には、議会からの政策提言等に対し、誠実に対応することを定めています。

(市長等の質問)

第18条 市長等は、議会の会議又は委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための質問をすることができる。

【解説】

議会の会議や委員会において、市長等は議員の質問に答えなければいけません。が、議論の論点を明確にし、内容を充実させるため、市長等が趣旨確認のための質問をできることとしました。

【用語の説明】

質疑

議題となっている事件（議案等）について、自己の態度が決定（賛成、反対又は修正等）できるよう、提出者の説明や意見を質すもの。

質問

市長等に対し、事務の執行状況や将来の方針等について、報告、説明を求めたり、疑問をただすこと。議会の定例会における一般質問は、当該地方公共団体の一般事務全般について認められています。

（議員の文書質問）

第19条 議員は、議長に申し出て、市長等に文書により質問することができる。
この場合において、市長等は、議長を通じて文書により回答するものとする。

【解説】

文書により市長等に質問できる旨を明記しています。

定例月議会と翌定例月議会の間においては会議が開かれないため、文書で質問することができることとしました。

（政策等の監視及び評価）

第20条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その水準の向上に資するため、市長等に対し、その趣旨及び内容について十分に説明を求めるとともに、予算及び決算の審議に当たっては、委員会を通じ、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

2 議会は、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、必要に応じて予算説明会を開催するものとする。

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、執行後における政策等の評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

市長等の政策等の提案に対する監視と評価の機能を高めるための議会の姿勢について明記しています。

第14条（議会と市長等の関係の基本原則）でも触れたように、自治体行政の適

正な執行を確保するには、議会の役割が重要となります。そこで、市長等が提案する政策や予算編成方針等を適切に監視・評価するために、3項目を定めました。

- 1 市長等に十分な説明を求めること
- 2 必要に応じ予算説明会を開催すること
- 3 執行後の評価につながる審議を行うこと

第6章 会議等の運営

(会議の運営原則)

第21条 議長及び委員長は、議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員が活発な討議を行えるよう努めるとともに、民主的で円滑な運営を推進するものとする。

- 2 議会は、議長の選出に当たっては、その職に就くことを希望する者に対し、その所信を表明する場を設けることができる。
- 3 議会は、議会運営上の課題については、議会運営委員会で協議し、調整するものとする。

【解説】

第6章「会議等の運営」では、第2章の「基本理念」及び第3章の「議会及び議員の役割」を受け、会議等の運営について、具体的に定めています。

この条では、会議の運営原則について、3項目を定めました。

- 1 議長及び委員長は、公正性・透明性を確保し、議員が活発な討議を行えるよう努め、民主的で円滑な運営等を推進する
- 2 議長の選出に当たって、所信表明の場を設けることができる
- 3 議会運営上の課題は、議会運営委員会で協議・調整する

(通年議会)

第22条 議会は、別に条例で定めるところにより、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

【解説】

平成24年の地方自治法の一部改正により、1年を通して会期とする通年議会が可能となりました。

通年議会では、市長が議会を招集する時間がないと判断したときに行う専決処分がほとんどなくなり、市政の執行を常に議会が監視できるメリットがあります。

金沢市議会では、平成26年6月から年1回の定例会（会期は6月から翌年3月、議員の任期が満了する年は5月から翌年3月の概ね1年の通年議会）に移行しましたが、将来的には本条に定める通年議会を目指します。

（代表質問）

第23条 議会の会議における質疑又は一般質問は、会派を代表して行うことができる。

【解説】

質疑・一般質問は、会派を代表して行うことができることを定めています。

同一の事件について、何人もの議員が重複して質問することは、議会運営上、非能率的です。そこで、各会派内で質問事項を調整するとともに、各会派の政策上の問題について、会派を代表して行う質問のことを代表質問といいます。

（一問一答方式）

第24条 議会の会議における質疑又は一般質問は、その論点及び争点を明確にするため、議会運営委員会の確認を経て、一問一答方式で行うことができる。

【解説】

本会議における質疑・一般質問では、質問者が一括して質問を行い、市長等が一括して答弁をしています。この一括質問・一括答弁方式では、議論の論点及び争点が分かりにくいという意見もあることから、一問一答方式により行うことができることとしました。

(委員会)

第25条 委員会は、公開を原則とし、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査（以下「議案審査等」という。）の充実を図るとともに、委員による活発な討議を行い、その機能を十分に発揮するものとする。

2 委員会は、議案審査等に当たっては、市長等に資料の提出を求めるものとする。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。

3 委員会は、議案審査等に当たっては、原則として、傍聴者に審査資料を貸与するものとする。

4 議会は、その調査及び政策の立案に関する機能を高めるため、法第109条第1項の規定により特別委員会を設置する。

【解説】

委員会の運営方針等について定めています。

金沢市議会の議員定数は38人ですが、38人全員で議案等の審査を詳細に行うことは、非常に時間もかかり、また、市長等を長時間拘束することにもなり、非能率的です。そこで、効果的・効率的・専門的に議案等の審査や事務の調査を行うために設置するのが委員会です。金沢市議会では、総務・経済環境・市民福祉・建設企業・文教消防の5つの常任委員会を設置しています。また、決算の審査に当たっては、毎年度、決算審査特別委員会を設置しています。

この条では、委員会の運営方針等について4項目を定めました。

- 1 公開、議案審査等の充実、委員による活発な討議
- 2 市長等に対する資料の請求
- 3 傍聴者に対する審査資料の貸与
- 4 調査及び政策立案機能向上のための特別委員会の設置

第7章 政治倫理

第26条 議員は、主権者たる市民の厳粛な負託に応えるため、市民の代表として市政に携わる権能と責務を有することを深く認識するとともに、高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

【解説】

第7章の「政治倫理」では、議員は市民の負託を受け、市民の代表者として市政に携わることから、高い倫理観と品位をもって、公正に活動することを定めています。

なお、金沢市議会では、平成13年に金沢市議会議員政治倫理要綱を定め、法令遵守、倫理意識の徹底に努めてきています。

※参考

金沢市議会議員政治倫理要綱

平成13年12月19日

議会告示第1号

金沢市議会は、議員の政治倫理の確立を図り、市民の負託にこたえるため、官工事の請負等に係る議員の関与を排除する決議及び不祥事件の再発を防止し信頼回復へ向けた決議を受け、この要綱を制定する。

(理念)

第1条 議員は、主権者たる市民の厳粛なる信託により、市民の代表として市政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、法令の遵守はもとより、厳しい倫理意識に徹し、金沢市議会議員としての使命の達成に努める。

(規準)

第2条 議員は、次の各号に定める規準に従う。

(1) 議員は、市民全体の利益の実現を目的として行動する。

(2) 議員は、地方自治の本旨及び金沢市議会会議規則に則り、議員としての責務を全うする。

(3) 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養う。

(4) 市職員の公正な職務遂行を保障し、地位を利用した不正な行為を慎むこと。

2 この規準の細部については、別途運用規程で定める。

(措置)

第3条 この要綱の規定に違反し、政治的又は道義的に責任があると認められる議員に対しては、次に掲げる措置を執ることができる。

(1) 議員辞職の勧告

(2) 議会における役職辞任の勧告

(3) 議会の会議への出席自粛の勧告

(4) その他必要な措置

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員定数

第27条 議会は、議員の定数の変更にあたっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するとともに、市民意見等を聴取するものとする。

2 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を参考にして検討されなければならない。

3 議員の定数を変更する条例の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討の経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

第8章の「議員定数」では、議会の使命を果たし、議会活動を行っていく観点から、議員定数を変更する場合の検討事項について3項目を定めました。

- 1 市政の現状と課題及び将来の予測等を十分に勘案し、市民意見等を聴取すること
- 2 人口、面積、財政力及び市の事業課題等を参考にすること
- 3 議員定数変更条例案を議会から提出する場合は、検討の経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出すること

従来、地方自治法において人口に応じた上限数が定められており、金沢市の場合には46人でしたが、条例で40人に減じていました。平成23年の地方自治法改正により法定上限数が撤廃され、議員の定数はそれぞれの自治体が独自に条例で定めることとなりました。

金沢市議会では、平成26年度12月定例月議会で条例を改正し、平成27年の統一地方選挙から議員の定数を38人に改めました。

第9章 議会と議会事務局の体制強化

(議会改革の推進と議会の機能強化)

第28条 議会は、その信頼性を高めるとともに、不断に議会改革の推進に努め、あるべき議会を創造するため、別に定めるところにより、議会活性化推進会議を置くものとする。

2 議会は、市政運営の監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の

強化を図るとともに、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置するものとする。

- 3 議会は、市民参加の機会の充実を図るため、公聴会及び参考人の制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。

【解説】

第9章の「議会と議会事務局の体制強化」では、議会改革の推進や、議会の機能強化のために、充実・強化すべきことを定めています。

この条では、議会改革の推進と議会の機能強化について、3項目を定めました。

- 1 あるべき議会を創造するため、議会活性化推進会議を設置する
- 2 必要に応じ、有識者等で構成する調査機関を設置する
- 3 公聴会及び参考人の制度を活用する

【用語の説明】

公聴会

重要案件（予算、議案、請願・陳情等）の審査に当たり、その判断に資するため公述人（公募により申し出た利害関係者又は学識経験者、あるいは特に意見を求めたいその他の者）からの意見を聴き、審査の参考にする制度。

参考人

地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があるときに、利害関係者又は学識経験者等から意見を聴くもの。参考人は特定の者に出席を求めるため、公聴会における公述人とは、手続、性格等を異にする。

（広報広聴の充実）

第29条 議会は、多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、及び発信するものとする。

- 2 議会は、議会活動の内容を市民に報告し、広く市民意見等を聴取するとともに、それらを市政に反映するため、必要に応じて意見交換会を開催するものとする。
- 3 議会は、その広報及び広聴の内容及び在り方について、常に検証し、充実に努めるものとする。

【解説】

第4章の「議会と市民の関係」で、議会と市民が双方向の関係を築いていくことを規定しましたが、具体的な広報広聴の充実について3項目を定めました。

- 1 様々な広報手段（広報誌「議会だより」やホームページ等）で、議会活動に関する情報を公開及び発信する
- 2 議会活動の内容を報告し、市民意見等を聴取し、それらを市政に反映するために意見交換会を開催する
- 3 広報広聴について、常に検証し、充実に努める

また、広報広聴の充実に向けて、地方自治法の規定による協議又は調整の場として、平成26年3月に議会広報委員会を設置しました。

（政務活動費）

第30条 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の規定により政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を有効に活用して、積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。

- 2 議員は、政務活動費の使途について、別に定める基準を厳格に遵守しなければならない。

【解説】

政務活動の実施及び政務活動費の使途基準遵守を明記しています。

政務活動費は、地方自治法の規定により、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し交付されるものです。この条では、議員が政務活動費を有効に活用して、市政に関する調査研究その他の活動を行うとともに使途基準を厳格に遵守しなければならないことを定めています。

なお、金沢市議会では「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき1カ月当たり16万円が議員に交付されています。使途基準についても条例に規定していますが、より具体的に例示するため「金沢市議会政務活動費運用の手引き」を作成しています。この手引を運用の判断基準とし、適正な執行に努め、金沢市の発展と市民福祉の向上に資する政務活動を実施しています。

(議会事務局の体制強化)

第31条 議長は、議会の政策の立案に関する機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員（以下「職員」という。）の任免を行うとともに、専門的な知識経験を有する職員の任用及び専門的な能力を有する職員の養成に努めるものとする。

【解説】

市民の負託に応える議会の実現のためには、議会の活動を補佐する議会事務局の強化も必要なことから、この条では議会事務局の強化について、2項目を定めました。

- 1 議長は、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努める
- 2 議長は、政策立案・調査・監視の機能を充実させるため、専門的な知識経験を有する職員を任用するとともに、専門的な能力を有する職員の養成に努める

(図書室の充実)

第32条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する市議会図書室を適正に管理し、その機能を強化するものとする。

2 議会は、市議会図書室において、議会に関する情報を整理し、市民が利用しやすい運営を行うとともに、市民に対し情報を発信するものとする。

【解説】

市議会図書室は、地方自治法の規定により、議員の市政その他の調査研究に資するために設置されているものです。この条では、図書室の機能を強化すること、市民の利用、市民への情報発信について決めました。

(予算の確保)

第33条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を確保する

とともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

議会が二元代表制の下、この条例に規定した様々な活動を行っていくには一定の予算が必要となることから、その確保について規定しています。

(他の地方公共団体等との交流及び連携の推進)

第34条 議会は、広域的な行政課題に的確に対応するとともに、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究を行うため、他の地方公共団体との交流及び連携を推進するものとする。

2 議会は、市民相互の理解を深め、国際親善に資するため、姉妹都市等との交流を推進するものとする。

【解説】

北陸新幹線の金沢開業や東海北陸自動車道の全線開通をはじめとした道路網の整備により、金沢市と他都市との時間的距離はこれまでよりも縮まっています。このことにより、ストロー現象の懸念や広域観光などの新たな行政課題も生じています。そこで、これらの課題に対応するとともに、分権時代にふさわしい議会の在り方について調査研究を行うため、他の地方公共団体との交流及び連携を推進することとしました。

また、金沢市ではアメリカ合衆国のバッファロー市をはじめ8つの都市と姉妹都市提携等を結んでおり、議会としても交流を推進していきます。

第10章 議会及び議員の責務

第35条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

2 議会は、この条例の理念を議員に浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに研修を行わなければならない。

【解説】

第10章では、議会及び議員の責務について2項目を定めました。

- 1 議会及び議員は、この条例等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならないこと
- 2 議会は、任期開始後速やかに、この条例の理念を浸透させるための議員研修を行うこと

第11章 補則

(継続的な検討)

第36条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

議会は、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例を改正することを定めています。

(他の条例等との関係)

第37条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

【解説】

議会に関する他の条例等を解釈、制定、改廃するときは、この条例との整合を図ることを定めています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。